

耐震化に向けた課題と具体的な取り組み施策（案）

資料2

課題	取り組み（案）	具体的施策（案） [○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討]	実施主体
①耐震化に関する支援策の充実	○消費者が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備	○全国の市町村等において相談窓口を設置する。相談窓口では、建築士や住宅金融の専門家等と連携して、耐震診断・改修に関する一般的な相談に加え、ローン、税制、助成制度等の説明や、専門家・事業者の斡旋や紹介など、総合的な対応を行うことができるようにする。 ○消費者の「耐震改修工事の効果がわからない」、「工事が適切に行われるか疑問」等の不安が耐震改修促進の阻害要因の一つとなっていることから、建築士等の第三者がアドバイスしたり、チェックしたりするサービスを検討する。 ○（財）日本建築防災協会や（財）住宅リフォーム紛争処理支援センター等による耐震診断・改修に係る情報提供内容の一層の充実を図る。（現在、インターネット等を活用し、耐震改修事例、工事費用、事業者情報、標準契約書等を提供中）	地方、（国） 国、地方 国
	○消費者の費用負担等の軽減	○国の統合補助金制度や地域住宅交付金制度の活用について地方公共団体への働きかけを行う。 ○耐震改修に要した費用の一部を税額から控除する耐震改修税額控除制度などの税の優遇措置の創設について検討を行う。 ○住宅ローン減税等において、古くても耐震性を満たす住宅について、築後年数要件を撤廃したところであり、耐震診断・改修の促進を図る観点からも、この税制の普及促進を図る。 ○簡易な工法の開発やコストダウンを図るため、耐震改修に関する技術開発を推進し、所有者の負担の軽減を図る。	国、（地方） 国、（地方） 国、所有者等 民間

		○低コストの耐震改修工法を開発し、これを地方公共団体が活用して、耐震改修費用を負担できない低所得の所有者にかわって自ら耐震改修を実施する事業を検討する。	国、地方
②耐震化を促進するための制度の整備	○目標の設定による計画的な取り組みの実施	○国及び地方公共団体が耐震化の目標や取り組み方針を定め、計画的な耐震診断・改修に取り組む仕組みを整備する。なお、目標の達成に向け、進捗状況を一定期間ごとに検証することとする。 (町内会等地域単位の地震防災活動とその支援方策、重点的に耐震化を図る地域、プログラムなど)	国、地方
	○住宅について耐震改修等を勧告	○地震による被害拡大のおそれのある地域の住宅について、地方公共団体が改修等を勧告(指示)できる仕組みを整備する。	国、(地方)
	○多数の者が利用する建築物や避難路・避難地沿いの建築物について耐震化を促進	○耐震性が不十分な建築物に対して、地方公共団体が指示、報告徴収、立入検査ができる仕組みや、正当な理由がなく指示に従わない建築物については、その旨を公表することができる仕組みを整備する。	国
		○不特定かつ多数の者が利用する特定建築物については、所管行政庁が一定の期間を定め、所有者等に耐震診断及び耐震改修計画の提出を義務づけ、計画に従って改修を実施しない場合には、改修命令を出すこととする。また、条例で義務づけ対象の建築物の追加、規模の要件の引き下げ等ができるようにする。	国
	○耐震改修の促進が図られるよう、改正建築基準法に基づく既存建築物の段階改修制度のわかりやすい活用マニュアルを整備する。	国	
	○建築物の耐震性に関する情報提供	○(不特定)多数の者が利用する建築物の耐震性について情報開示する仕組みを整備する。	国、地方

		○建築物の取引（売買、賃貸借）時に耐震診断の有無等の状況について情報提供される仕組みを検討する。	国
③所有者等に対する普及啓発	○普及啓発	○詳細なハザードマップの公表、パンフレットの作成・配布、新聞、テレビ、ラジオ等との連携等により、耐震改修の必要性や効果について、住宅・建築物の所有者に対し普及啓発を図る。 ○「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットを新耐震基準以前の木造住宅全戸に配布しながら耐震診断を実施するよう促すなどのローラー作戦を展開する。 ○町内会等を単位として地震防災対策に取り組むことが重要であり、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動、危険なコンクリートブロック塀の改修・撤去等が行われるよう働きかけ、必要な支援を行う。 ○住宅月間、建築防災週間、防災週間等に、関係機関、関係団体等において集中的な広報を行う。	地方、国 地方、国 地方、国 国、地方、民間
	○リフォーム工事にあわせた耐震改修の推進	○リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を行うよう、リフォーム事業者を通じて働きかけを行う。	国、民間
④専門家・事業者の育成	○耐震診断・改修を行う専門家・事業者の育成	○専門家・事業者に対して、耐震診断・改修の手法、各種の助成制度等に関する講習会や研修会を実施し、受講者の登録等を行う。また、これらの専門家・事業者等を、相談窓口等において、登録簿の閲覧、紹介等を行う。	地方、国
		○耐震技術コンクール等の実施を行い、技術開発を促進するとともに、専門家・事業者の意欲の高揚を引き出す。 ○専門家・事業者が連携を図って耐震診断・改修に取り組むこ	地方、国 地方

		とができるよう、地域ごとに関係団体による推進協議会の設置等を推進する。	
⑤地震発生時の被害の軽減	○家具の固定等の推進	○家具等の転倒による被害を軽減するため、所有者等に家具の固定方法等についてパンフレットの配布などを通じて普及啓発を行う。 ○適切に家具を固定しやすくするため、あらかじめ壁下地を配置したり、適切な取り付けができるよう説明書を用意するなど、マニュアルを作成し、普及を図る。	所有者等 国、民間
	○窓ガラス落下防止対策	○福岡地震の被害の状況を踏まえ、中心市街地等の3階建て以上の道路に面した建築物の硬化性パテを使用した「はめ殺し」の窓について、実態調査及び改善指導を実施する。	地方
	○エレベータの安全対策等の推進	○地震時のエレベータ内の閉じこめ防止のため、地震の初期の振動を感知し最寄階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」について、義務化も含めて検討を行う。 ●緊急地震速報（地震波到達前に、遠隔地で発生した地震情報を速報するシステム。「地震時管制運転装置」より早期に制御が可能）を活用したエレベータ制御技術等について検討を行う。	民間 民間
⑥新築時の耐震化の徹底	○完了検査の徹底	○民間金融機関が行う住宅ローン融資等について完了検査を要件化するなど、完了検査の徹底を図る。	国

地震保険の活用推進方策（案）

資料3

課題	取り組み（案）	具体的施策（案） 〔 ○：緊急的に実施 ●：中長期的に対応を検討 〕
①割引制度について	○市町村が行う耐震診断等の結果による耐震等級割引の適用	○現在、具体的な耐震診断の証明書の様式などの手続き面について関係機関と調整しているところであり、調整終了後、可能な限り速やかに実現を図る。
	○免震等新たな技術を導入した住宅に対する耐震等級割引の適用	○免震技術を耐震等級として評価する仕組みを検討する。（例、住宅性能表示制度での耐震等級の再検討）
	○地域ぐるみで地震保険に加入する場合の割引制度（団体割引制度）等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●団体割引制度について、火災保険を含めた地震保険の加入について同一の保険会社に加入することが可能かどうか、インセンティブにつながる割引が可能かどうかなどの課題について検討する。 ●地方公共団体が定める耐震改修促進計画で定められた耐震改修促進地域内で、計画的な耐震改修等を行う住宅に対する割引制度について検討する。
②料率について	○料率そのもの見直し	○平成15年の住宅・土地統計調査の結果に基づき、保険料率の必要な見直しを働きかける。 ※最近では平成3年、8年、13年と5年ごとに見直されている。
③普及について	○住宅ローンとの連携を通じた普及	○銀行等への働きかけを行う。
	○住宅月間、建築防災週間、防災週間等の機会を通じた普及	<p>○関係機関と調整しているところである。（イベント時のポスター、インターネット、地方公共団体の広報誌等による集中的な広報、住宅展示場での広報等）</p> <p>○住宅性能表示制度による耐震等級割引制度について一層の周知を図る。</p>